広島県告示第二百六十八号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	（略）
	廿日市木材製品二号上屋	（略）
	廿日市木材製品三号上屋	（略）
（略）	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
福山港	（略）	（略）
係留施設	（略）	（略）
	箕島三号岸壁	福山市箕沖町一四九番地先同九番地先
	箕沖マイナス一〇メートル岸壁第二バース	福山市箕沖町一〇八番地先同一〇八番八地先
臨港交通	（略）	（略）
臨港道路	川	福山市東川口町一丁目

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	（略）
	廿日市木材製品一号上屋	（略）
	廿日市木材製品二号上屋	（略）
	廿日市木材製品三号上屋	（略）
（略）	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
福山港	（略）	（略）
係留施設	（略）	（略）
	箕島三号岸壁	福山市箕沖町一一番地先
	箕沖マイナス一〇メートル岸壁第二バース	福山市箕沖町一〇八番八地先
臨港交通	（略）	（略）
臨港道路	川	福山市東川口町一丁目

港湾名	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	（略）
	廿日市木材製品一号上屋	（略）
	廿日市木材製品二号上屋	（略）
	廿日市木材製品三号上屋	（略）
（略）	（略）	（略）
	宇品中央六号県営上屋	広島市南区宇品海岸三丁目一三〇三番五
（略）	（略）	（略）
港湾管理施設	（略）	（略）
	出島西詰所	広島市南区出島二丁目一一番一三地先
（略）	（略）	（略）
福山港	（略）	（略）
係留施設	（略）	（略）
	箕島三号岸壁	福山市箕沖町一一番地先
	箕沖マイナス一〇メートル岸壁第二バース	福山市箕沖町一〇八番八地先
臨港交通	（略）	（略）
臨港道路	川	福山市東川口町一丁目

施設	口線	一一四番一　同一一四番九　同一一四番一〇　同二〇〇〇番一　同二〇〇〇番七
	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	福山市東川口町一丁目一一四番一〇
	川口町東上屋	（略）
	（略）	福山市箕沖町一一番　同九番　同一〇番　同一四九番　同九番地先
	箕島コンテナヤード荷さばき地	（略）
	（略）	福山市箕沖町一〇八番二　同一〇八番四　同一〇八番五　同一〇八番六　同一〇八番七　同一〇八番八　同一〇八番九　同一〇九番三　同一〇九番六　同一一〇番三　同一一〇八番二地先
	福山港国際コンテナターミナル荷さばき地（箕沖コンテナヤード）	（略）
（略）		（略）
港湾環境整備施設	（略）	福山市松浜町三丁目六〇五番　同東川口町一丁目一一四番三　同一一四番八　同一一五番　同港町一丁目一七六番　同港町二丁目一九一番　同一九四番　同一九六番　同一八一番三　同一八一番四
（略）		（略）

施設	口線	一一四番一　同二〇〇〇番二
	（略）	（略）
荷さばき施設	（略）	福山市東川口町一丁目一一四番一
	川口町東上屋	（略）
	（略）	福山市箕沖町一一番　同九番　同一〇番　同一一番地先　同九番地先
	箕島コンテナヤード荷さばき地	（略）
	（略）	福山市箕沖町一〇八番二　同一〇八番四　同一〇八番五　同一〇八番六　同一〇八番七　同一〇八番八　同一〇九番三　同一一〇番三
	福山港国際コンテナターミナル荷さばき地（箕沖コンテナヤード）	（略）
（略）		（略）
港湾環境整備施設	（略）	福山市松浜町三丁目六〇五番　同東川口町一丁目一一五番　同港町一丁目一七六番　同港町二丁目一九一番　同一九四番　同一九六番　同一八一番三　同一八一番四
（略）		（略）